

SNS活用プロモーション業務 公募型プロポーザル説明書

1 委託業務内容

- (1) 業務名
SNS活用プロモーション業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和3年3月31日(水)まで
- (3) 業務内容
別紙 SNS活用プロモーション業務基本仕様書のとおり。
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
5,850,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内
- (5) 契約担当課
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)
広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当
TEL 082-504-2767 FAX 082-504-2253
E-mail kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

3 公募型プロポーザル参加申込み

- (1) 申込期間
公示日から令和2年5月11日(月)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記1(5)に同じ。
- (3) 提出方法
公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)を作成し、前記1(5)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。
- (4) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 参加資格確認結果の通知
令和2年5月14日(木)までに参加資格確認結果を通知する。

4 質問の受付と回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 公示日から令和2年4月28日（火）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 受付場所 前記1(5)に同じ。
 - ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和2年5月18日（月）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、5月18日（月）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書記載項目

表紙には、「SNS活用プロモーション業務 企画提案書」と記載するとともに、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。（ただし、代表者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社票など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）

企画提案書に記載する内容は、次のとおりとする。なお、企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。
- (2) 業務体制、類似事業等に関する業務実績
 - ア 業務体制

業務従事者を明記した体制を示す資料を作成すること。

なお、業務従事者のうち責任者については、役職、職歴等を記載すること。
 - イ 類似事業等に関する業務実績

実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること（複数記載可）。
 - ウ 業務スケジュール
- (3) 企画提案の内容
 - ア SNS漫画制作
 - (ア) 制作するSNS漫画のコンセプト、テーマ、年間展開イメージ等について説明し、閲覧者に訴求する理由とともに、画像やイメージ図等を用いて記載すること。
 - (イ) 起用する制作者のプロフィールや実績、フォロワー数や男女比の構成などの属性等を説明し、採用した理由や根拠を記載すること。
 - (ウ) SNS漫画制作で起用する制作者のこれまで企業や行政のPR案件などで制作した作品をサンプルとして記載すること。
 - イ SNS漫画の投稿
 - (ア) インプレッション数等の増加

広告などでSNS漫画のインプレッション数やエンゲージメント率等を伸ばすための取組を理由と根拠とともに記載すること。
 - (イ) SNS漫画のインプレッション数等の目標

年度末時点でのSNS漫画のインプレッション数やエンゲージメント率等の目標値について理由や根拠とともに記載すること。

(ウ) 他媒体への誘導

別途制作するランディングページへの誘導の取組を記載すること。

ウ ランディングページ

(ア) ランディングページ制作

制作したSNS漫画や広島の魅力をもとめたランディングページのコンセプト、内容やイメージ図について、理由とともに記載すること。

(イ) ランディングページから誘導させる宿泊予約サイト等の選定理由を記載すること。

エ 効果検証

SNS漫画の投稿状況、広告の閲覧状況やランディングページへの誘導状況など当該業務により想定する報告内容について、報告可能な数値項目等を踏まえて記載すること。

オ その他の効果的な取組

当該業務に対し、より効果的となる独自提案があれば、取組の内容、方法及び期待できる効果等について記載すること。

カ 費用の内訳

業務に係る費用の内訳を記載すること。

(4) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦置き横書きとし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて15枚以内とする。(資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさで3ツ折にすることとし、A4は両面又は片面いずれも可、A3は片面のみ可)

プレゼンテーション時にプロジェクターで投影するスライドはA4版横置きでも可能とする。(ただし、企画書の内容は同一のまま)

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

(5) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和2年5月18日(月)正午

イ 前記1(5)に同じ。

ウ 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

6 企画提案書の説明

企画提案書の説明は令和2年5月28日(木)に開催することを予定しており、時間、場所については別途通知する。(昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB会議方式、書面審議方式等での実施を予定している。なお、実施方法は別途通知する。)

参加者による提案内容の説明は30分程度、質疑応答は15分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。

企画内容等をプロジェクターなどに投影し、説明することは可とする。なお、プロジェクターや接続するD-sub15ピンケーブルは本市で用意するが、D-sub15ピンケーブル以外で接続する場合は各自でケーブル等を用意すること。

7 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、SNS活用プロモーション業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
 - 委員長 経済観光局観光政策部長
 - 委員 経済観光局観光政策部観光プロモーション担当課長
 - 経済観光局観光政策部観光企画担当課長
 - 経済観光局産業振興部商業振興課長
 - 企画総務局広報課長
- (3) 審査基準
別紙 企画評価基準のとおり。
- (4) 受託候補者の特定
 - ア 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙 企画評価基準の合計得点（100点満点）が、本市の求める最低水準（60点）に達していない場合、または、「1業務体制、類似事例及び業務スケジュールの内容」の(1)業務体制（5点満点）、(2)類似事業等に関する業務実績（5点満点）、(3)スケジュール（5点満点）がそれぞれ、本市の求める最低水準（3点）に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。

なお、得点の第二順位以下の者も同様に上記の最低基準に達していない場合は、受託候補者とししない。
 - イ 得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

8 審査結果

- (1) 審査結果の通知
審査結果は、すべての参加者に、書面により通知する。
- (2) 審査結果の公表
契約の締結後、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

9 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

 - ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位

の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

11 問合せ先

前記1(5)に同じ。